



No.307
2020年 1月 7日

江東区労連東

江東区労働組合総連合
〒135-0011 江東区扇橋 1-12-20
江東教育会館内
Tel.03-5606-5285 Fax03-3649-0131

300人めざして！ 地域労組こうとう 江東からひとりぼっちの労働者をなくそう！



江東から『ひとりぼっちの労働者をなくそう』のスローガンで結成された「全労連地域労組こうとう」は昨年で結成10年を迎えました。組合員数は31人から283人と9倍以上に。年間100件余の労働相談、その中で毎年30か所の使用者と団体交渉を行い、解決にあたってきました。

同時に組合員同士の交流も大切にして、毎月1回のペースで開催される組合員交流会（執行委員会と同日）ではワンコイン（500円）で飲食をともにしながら交流（上の写真は昨年末の交流会）。年に1回は野外レク、バーベキュー大会、年3回の江東区労連の学習会に参加して働くルールも学習。

2019年内には13件の労働相談を解決することができました。特徴的な事例を報告します。

★4件の労働審判申立を行う

大型トラックの運転手。事故後、業務を外され構内作業に。重い荷物の処理で体調を崩して休職に。団交が決裂して労働審判に。会社と和解が成立した。

茨城県の製造業の業務委託パート2名。それぞれ別な理由で雇止め。2件とも会社が誠意ある回答を示さず、水戸地裁へ労働審判。2件とも和解が成立した。

弁当製造会社で上司に暴行を働いたとして懲戒解雇。交渉を行うも会社は懲戒処分撤回にせず労働審判に。和解が成立し会社は懲戒解雇を撤回した。

★メイドカフェでの解雇

秋葉原のメイドカフェで学生アルバイトが解雇。東京都労働相談情報センターにあっせんを申し、未払い賃金や解決金を支払うことで和解した。

★産廃処理会社でのパワハラによるメンタルヘルスの問題。

上司、同僚、上司と3度に渡るハラスメントのためにうつ病になり休職を申し出たら解雇通知。団交で解雇は撤回させ、ハラスメントについて交渉。証拠もあったため、相当分の解決金を支払い合意退職で和解。

★試用期間後の採用拒否（解雇）

「うちの会社に合わない」と解雇。交渉を申し入れたところ、即、弁護士が対応して、組合側の解決案をそのまま受け入れスピード解決。

憲法9条改憲ゆるさず、憲法を暮らしに生かす政治の実現
市民と野党の共同で安倍政治ノーの声を広げよう
江東区労連議長 佐伯 克利

江東区労連のすべての加盟組合と組合員の仲間みなさん、2020年明けましておめでとうござい
ます。
昨年は憲法9条を守る闘いの中で行われた参議院選挙で野党共同候補が10名当選し、改憲政党は
国会の3分の2議席に届くことができました。その結果、安倍首相の言う2020年までの憲法
改悪は事実上阻止することができました。しかし安倍首相は改憲への野望は捨てていません。今後
署名と世論で改憲の動きを草の根から阻止していきましょう。
また「雇用よらない労働」の拡大や「解雇の金銭解決制度」などさらなる雇用破壊を許さない闘いを
広げましょう。
昨年10月の消費税10%増税は景気悪化を加速化させており、中小業者や労働者の営業と暮らし
を直撃しています。そのような情勢の中で広がった「桜を見る会」疑惑は国民の税金で安倍氏の支援者
らをもてなす、反社会的勢力まで呼び、彼らの宣伝材料にさせるなど、国会が閉会しても国民の怒り
は収まりません。
2020年、私たち、たまたかう労働組合は、戦争への道を突き進む安倍9条改憲にキッパリノーの
声をあげて奮闘します。市民と野党との共闘を広げ、安倍政権を倒し立憲主義を取り戻し、労働者・
国民の生活を守り向上させる政治への転換のために闘う決意です。また「江東からひとりぼっちの労働
者をなくそう」のスローガンで結成された「地域労組こうとう」の発展を決意し、すべての江東区労連加
盟労組の発展を祈念して新年のあいさつとします。

江東区労連からのお知らせ

★江東区労連2020年新春旗開き

- 日時・・・1月27日（月）18:00 受付18:30 開会
- 会場・・・東京土建江東支部会館4F・大会議室
- 参加費・・・3,000円（争議団半額、被解雇者は招待）
内容・・・太鼓演奏、二胡演奏、コーラスなど組合員の
出し物、福引などで楽しく。

★江東国民春闘共闘委員会発足・学習会

- 日時・・・2月17日（月）18:00 開場18:30 開会
- 会場・・・江東区文化センター3F第1・2研修室
- プログラム
2020江東国民春闘方針案と体制の確認
職場のとりくみ（4組合から報告）
学習会「全国一律最賃制の実現と国民春闘の課題」
講師・・・黒澤幸一さん（全労連事務局次長）

★2・28怒りの江東地域総行動

- 日時・・・2月28日
- 内容 ①早朝駅頭宣伝（7か所）、②労基署・ハローワーク
などとの懇談、③江東区民集会（18:45 猿江公園予定）

青年部が要請行動 労基署・ハローワークなどと懇談



江東区労連青年部は12月9日、ハローワーク木場・亀戸労基署・東京都労働相談情報センター・亀戸事務所との要請・懇談行動を展開しました。この行動には青年部役員など4名が参加しました。

ハローワーク木場では高橋管理部長らが対応、松井青年部長は、出入国管理法が改正され、日本で就労する外国人が増えている。ぜひ雇用保険制度などの母国語版のパンフレットの作成をして欲しいと要望。担当者はすぐに作ることができるとかどうかわからないが検討するとのことでした。

続いて、亀戸労基署では諸藤副署長らが対応しました。青年部の仲間は「パートアルバイト賃金調査」の結果をもとに早期に1500円以上にすることを求めました。

最後に東京都労働相談情報センター・亀戸事務所では奥山所長と懇談しました。青年部の仲間は今多くの若者がブラックバイトの被害にあっている、若者への労働法の啓発をして欲しいと要望。奥山所長は連絡をいただければ学校などへの出張講座も対応するとこたえました。

東京で暮らすには少なくとも時給1500円は必要!

東京都の最低生計費調査結果発表!

東京地評は昨年12月18日、東京都最低生計費試算調査の結果をプレス発表しました。この調査は東京都では初めて行われ、3238人分の調査データをもとに東京都で「労働者がふつうに暮らすために必要な費用」を科学的なデータに基づいて算出しました。

その中で東京で働く10代から30代の一人暮らしの若者411人分のデータを報告しました。その中で都区内でどこに住むのかでも生活費が大きく異なることから、北区モデル、世田谷区モデル、新宿区モデルの3つのモデルで若者がふつうに暮らしをするための費用を試算しました。

北区モデルでは男性＝月額249,642円、女性＝246,362円、**世田谷区モデル**では男性＝259,471円、女性＝256,191円、**新宿区モデル**では男性＝265,786円、女性＝262,506円が必要であるとしました。年収ベースでは300万円前後から320万円前後となります。

◎この生計費調査で「ふつうの暮らし」の内容は以下のとおりです。
★25㎡のワンルームマンションに住み、家賃は55,000円～73,000円（共益費1,000円～3,000円）、**★職場（新宿）に電車で通勤している**と想定（新宿区モデルは徒歩か自転車）。**★冷蔵庫、炊飯器、洗濯機、掃除機などは量販店で最低価格帯のものでそろえた。**
★一か月の食費は男性＝44,000円、女性＝36,000円。朝晩は家で食べ、昼食は男性はコンビニ弁当（一食500円）、女性は月の半分は弁当持参。そのほかに月に2～3回は同僚や友人との飲み会・ランチに行く（1回当たりの費用は3000円、ランチは1500円）。
★衣服は仕事で男性はスーツ2着（24,000円）、女性はジャケット2着（4,000円）をそれぞれ4年間着回し、ワイシャツやブラウスは自分で選択してアイロンがけ。
★休日は家で休養、帰省も含めた旅行の費用は年9万円、月に4回は恋人や友人と遊んだり、映画・ショッピング。

◎試算の月額を賃金収入で得るためには時給換算（1日8時間・週40時間労働・月当たり173.8時間）で計算すると時給1,400円～1,500円ですが、年1800時間（月150時間）ベースなら1600円を超えて1700円以上に達することが明らかになりました。

トピックス

■東部共同行動14回総会開催

最賃の全国一律化と中小商工業者への支援を
 国民生活向上各階層東部共同行動実行委員会（東部共同行動）は12月17日第14回総会（2020年度）を開催し、東部地域の区労連や民商、全国一般やJMITUの仲間など37名が参加しました。

今回は「最低賃金の全国一律に向けての中小商工業者支援策」と題して全商連の宮津さんを講師に迎えて学習会を行いました。

宮津さんは最賃の全国一律化をめざす上で、中小商工業者への支援が置き去りにされてはならない、全企業の99.7%、働く人の70%が働くすべての中小商工業者を対象にした支援を述べ、日本はフランスの支援策2兆5千億円、韓国の9800億円等に比べ、わずか87億円だ、具体的な支援策は社会保険料軽減など直接支援が必要だとのべ、最賃の全国一律化、経営の持続的発展、地域経済の活性化の立場で労働者と中小商工業者が力を合わせる大切だと結びました。

総会は20年度世話人代表として田中茂さん（足立西民商）と新木輝代さん（江戸川区労連）、事務局長に中村和良さん（墨田労連）、事務局次長に鈴木彰宏さん（足立東民商）を選出しました。

◆加盟労組の大会から

★東京公務公共一般江東支部第27回大会
 支部長に丹木幸美さん
 書記長に魚津智恵美さん

労働相談の窓から

年末に入り、2件の労働相談が解決となりました。両方とも退職前提の和解ですが、次のステップに向けて歩みはじめました。

◆《解決》雇止め（組合員・男性・契約）

会社の役員の社用車の運転手。主に社長や専務を乗せる。昨年10月に専務に「社用車は廃止して外注に切り替えるので12月末で雇止め」と通告。組合との交渉で当初の会社の案はあまりに低すぎて妥結できず、事務的な折衝を行い、本人も満足できる回答となり和解となった。1年契約だったが、1回も更新しない状況の中での雇止めを「期待的発言」もなく、解雇無効を闘うのは厳しく専門家の意見も尊重。

◆イジメ・雇止め（地域団体からの紹介、男性・契約）

幼稚園の園長（契約社員）。理事長から更新の有無をちらつかせながら、職員に対し

て「謝罪」を突然求められた。理事長の指示だったので断れずその場合は謝罪したが、一般の職員とのトラブルは起きていない。教育方針的には過去にこだわらない方針も提起したので、ベテランの教員からは戸惑いもあったかもしれない。

《本人の希望》とありあえず、組合に加入して「雇止め」通告の段階で交渉を申し入れた。

◆退職させてくれない（全労連 ホットライン・女性・正規）

妊娠9週目に入ったので、退職を申し出たが、延ばされて、12月に入り有給消化・退職を希望したところ、この問題が決着しないと社員に賞与を支給できないと「賞与支給」を「人質」に取って妨害している。

《アドバイス》有給休暇消化は強行法規なので、行使して退職するやり方もあるが、妊娠して体調も不安定なので、組合として交渉することも可能だとアドバイスした。その後、会社と自主交渉して円満に退職できたと報告があった。

◆ そのほか、まだ交渉を申し入れるかどうかは未定ですが、障害者雇用枠で採用された有期契約労働者の労働時間の変更をめぐる問題、マンションの管理人への突然の異動命令に対してマンションの管理組合が反対して異動が撤回等々。